

改 正 後

((法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 183)

所在地 名 称 代氏 表 者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官 ㊟

**外国銀行等に対する源泉徴収の
免除証明書の失効通知書**

貴社は、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第2項の規定に該当することとなったと認められますから通知します。

なお、平成 年 月 日付で交付した証明書 第 号は、この通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 178)

所在地 名 称 代氏 表 者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官 ㊟

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の失効通知書

貴社は、租税特別措置法第42条の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第2項の規定に該当することとなったと認められますから通知します。

なお、平成 年 月 日付で交付した証明書 第 号は、この通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月
以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)